

平成22年第24回教育委員会定例会

開会年月日 平成22年12月20日(月)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 外 松 和 子
同 委 員 内 藤 幸 子
同 委 員 天 沼 英 雄
同 委 員 安 藤 睦 美
同 教育長 園 部 俊 介

議 題

1 陳情

- (1) 陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 陳情第3号 練馬区立図書館の運営に関する陳情書〔継続審議〕

2 協議

- (1) 平成22年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続協議〕

3 報告

(1) 教育長報告

平成22年第四回練馬区議会定例会における一般質問要旨について

平成22年度スキー移動教室の実施について

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

その他

開 会 午後 3時00分

閉 会 午後 4時30分

会議に出席した者の職・氏名

学校教育部長	室 地 隆 彦
生涯学習部長	郡 榮 作
庶務課長事務取扱学校教育部参事	阿 形 繁 穂
学校教育部新しい学校づくり担当課長	小 暮 文 夫
同 学務課長	古 橋 千 重 子
同 施設給食課長	金 崎 耕 二

同	教育指導課長	吉村	潔
同	総合教育センター所長	杉本	圭司
生涯学習部	生涯学習課長	臼井	弘
同	スポーツ振興課長	櫻井	和之
同	光が丘図書館長	内野	ひろみ

傍聴者 7名

委員長

ただいまより、平成22年第24回教育委員会定例会を開催する。
本日は、傍聴の方が5名お見えになっている。
それでは、案件にそって進めていく。
本日の案件は、陳情2件、協議1件、教育長報告3件となっている。

(1) 陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕

委員長

初めに陳情案件である。陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情についてである。
この陳情については、本日、事務局より資料が提出されているので、説明をお願いする。

生涯学習課長

資料に基づき説明

委員長

先日開催された国土交通省主催の説明会の資料の概要であった。委員の皆さんのご意見、ご質問をお伺いしたいと思う。何かあるか。

教育長

陳情に立ち戻ったときに、この陳情は、外環道建設計画に反対の文書を提出する等働きかけてほしいと書いてある。文化財の関係では、「八の釜の湧き水」があるということがもとになって文化財に指定されているので、湧き水がなくなったときには、当然、文化財から外れるという仕組みなのである。

であるから、教育委員会として外環の建設計画に反対するとかそういうものではなくて、教育委員会は「八の釜の湧き水」というものについて考えることが必要ではないかと思う。これからの議論であるが。

今のお話であると、9ページ、消失が不可避となっている。今の湧水の状況はなくなるということが避けられない。国のほうは、湧き水というのを、このはけ地のところには一帯的に湧き水が出る可能性があるので、そこで確保していこうというのが今回の説

明。私たちは説明会の段階から先に進むことはできないが、説明会ではそういうふうなことになっている。

天沼委員

はけ地というのは、16ページの赤い線で丸く囲った部分であるか。このことを言っているのか。どこかに湧き水を保存するという。

教育長

12ページの下、八の釜の湧き水の流れということで、水色の線で下に田河道に入ってくる。そのことを言っているのであるが、国のほうでは、

生涯学習課長

考え方としては、今、教育長がお話になったとおり、今現在の湧きは消失が不可避となっているという前提の中で、道路の路側帯的なものも含めて、そういったところに別の代替措置を生ずるという考え方で調査をしている。

委員長

12ページの四角い囲みの中の2つ目にもあるが、武蔵野礫層中の地下水位も、この標高と湧き水の地点の標高が同程度である。したがって、可能ではないかと考えられるということが記載されている。

教育長

ただ、今の八の釜の形態、バックも全部含めたものとは違う。確かに水は来るかもわからないが、今のとは違うということである。要するにここの台地部からの湧き水があるということが重要なのか、ここの所が重要なのかという判断である。白子川はほかにも湧水がたくさんある。清水山にあたり、もうちょっと下流にもあたりする。今のところの説明は、消失は避けられないということと、ほかのところでこういうふうになっているということである。

委員長

生涯学習課長、ちょっと質問がある。今回いただいた資料のような、国土交通省主催のこういう住民に対する説明会、それはこれから今後も何回か開催されるという、そういうような予定なのか。

生涯学習課長

具体的な予定というのは私どものほうもわかりかねるが、基本的には、節目、節目という形で、何らかの形で国のほうは見ているし、またこの対応の方針の中でも、この措置等に関しても踏まえながら、ご意見をいただきながらというふうなうたわれているので、そのような形で進めていくものというふう考えている。

委員長

あとはご意見、ご質問はあるか。

教育長

確かに私も、ここを知ったのは30年以上前に、防災課長のときにこの湧水があって、その湧水が災害時に飲めるか飲めないかの検査もしたことがある。そのころからエビガニがいたりして、子供たちが入っていて、練馬区の白子川沿いでもないような景観であることは間違いない。そういう景観と同じようなものをつくるということは、私は不可能と思う、自然がつくり上げたものであるから。であるから、その点が、同じ台地から出る湧水、八の釜の湧水ではなくて、湧水が確保できるから、その湧水が文化財的なものかということ、判断はまた別問題なのである。これは文化財保護審議会が判断することであるが、ここの湧水だからこうなのだと、新たにできたものが文化財ではなくて、湧水ありきの文化財だとかというのは、これは全然別判断のところである。

天沼委員

練馬区の環境学習推進計画の裏側に白子川源流祭りというのがあって、多分子供たちは、この湧水をこの地域の環境学習の場として使っているのではないかと思うが、違うのか。

教育長

それはもっと白子川の上流であるから。

天沼委員

では、これは違うのか。

教育長

違う。

天沼委員

もう一つであるが、文化財保護推進委員という方がいらっしゃる。こちらの方がどれが文化財かというのは審査されるということで、今の八の釜のほうも、そういった審査を通して湧水として文化財で保護されたということであるので、また、もしそういうものが代替措置で出てきて、八の釜に匹敵する文化財と認められるのであれば、そこは今後どうなるか。

生涯学習課長

文化財保護推進委員の役割であるが、12人いて、基本的には文化財保護あるいは指定されたものの現状を定期的に確認するということと、あるいは相当古くなるが、以前、文化財的なものの調査をしたときがある。そういったもののその後の様子とかそういったものを、歩きながら確認をしていただけないかという役割をしていただいている。

教育長

文化財を決めるのは文化財保護審議会が審議して決めている。それで登録したりする。であるから、秋にご覧になったと思うが、文化財はその環境の雰囲気というものではなく湧水である。湧水が文化財である。

天沼委員

そうすると、今の八の釜の湧き水は、文化財保護審議会の方々がお認めになって、その後文化財を守り次代へ伝えていくという役割を、保護推進委員の方がされているという形であるか。

生涯学習課長

今の関係でお話しすると、毎年お願いしているところであるが、教育委員会のほうから文化財保護審議会のほうに、これが登録にふさわしいか、指定にふさわしいかというものを照合させていただく。それを調査して内容を確認して、歴史とかを全部を踏まえた上で、最終的に協議の上方針を決めるという形の流れである。その上で教育委員会のほうで検討していただくという形である。

内藤委員

結論の16ページのその他のところの最後に、「水辺環境を代替できる可能性は高いと考えられる」というふうに書いてあるので、湧水というのは、水そのものが出てくるだけと言うのではなくて、それによって周りの環境が維持される、つくられているのだと思うので、ここで書いてある水辺環境というのは、その周りも含めて言っているのかなというふうに私は受けとめたのであるが、その辺はどうなのか。

生涯学習課長

湧水だけでなく周りの自然、先ほどもお話ししたような植物関係、動物関係といったものも含めての環境保全措置ということで対応の方針に出ているので、最終的には水が出ればよいということではなく、仮にほかのところに代替措置をとったときに、周りにも騒音を配慮しながらというふうにとらえているところである。ただ、細かいことはこれからの中身の進行になってくるので、今のところまだどの程度ということまではわからない状態である。

天沼委員

今、内藤委員のほうからもお話が出たそれとかかわりがあるかと思うが、生態系や自然保護という立場を練馬教育委員会では考えていて、今回の場合、それをどういうふうにして保存していくかということだろうか。代替措置を考えて、今まであったようなカワモヅクとか、地形そのものが保存されるような方向でお願いしていく。ただ、湧いてくればよいというだけではなくて、そんなところなのか。

生涯学習課長

教育委員会としては、この登録した文化財を持っている所管ということになるので、そのもの自体が代替措置を講ずるという形をとっているのですが、その動き等については逐一確認してやっている。ただ、それに対して、例えばこの植物はここに植えなければいけないとか、あるいは代替措置としてこのくらいなければいけないとか、そういったことは私どものほうではなく、むしろ区の区長部局のほうのほかの部署であるので、そちらからのお話ということになるかと思っている。

さらに言わせていただくと、この八の釜の湧き水の登録自体の理由として、湧き水が湧き出しているという状況に加えて、富士講などの精進場として使っていたのではないかと伝えられているという、歴史を物語るものとしての価値を認められるということになるので、ほかの場所に移ったから、ではそれも引き続き文化財として登録できるかという、全く別問題である。

教育長

いずれにしても、これからさらにいろいろなものが出てくると思うので、そのときにまた判断すればいいと思う。

委員長

さまざまなご意見をいただいたが、また外環道整備の進捗状況などのご報告をいただきながら審査を進めてまいりたいと思うので、本日は継続としたいと考えるが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

では、陳情第4号については「継続」とする。

(2) 陳情第3号 練馬区立図書館の運営に関する陳情書

委員長

それでは、次の陳情である。陳情第3号 練馬区立図書館の運営に関する陳情書である。

この陳情に関しては、本日新たに陳情理由の追加が提出されている。事務局から説明をお願いする。

事務局

陳情理由の補足説明が追加提起されたので、ご説明をする。

陳情の「要旨」や趣旨が変更になる場合は、通常であると、陳情の出し直しをお願いしているが、今回は理由の補足説明ということで、当初に提出された陳情を取り下げにせず、変更として受け付けたいと考えている。

また、なお、この陳情については、新たに210名の署名追加があって、現在、すべてで308名となっている。

以上である。

委員長

ただいまの説明いただいたとおり、陳情の「要旨」または陳情全体の趣旨を変更するというのではなく、理由の補足ということであるので、同一の陳情として継続審査をする。もし委員の皆さんから、この陳情に対して新たに資料等の要望があったら伺いたいと思うが、いかがか。

天沼委員

追加の中で、図書館協力員制度を維持してということで、これがサービス低下を招かないようにということであるので、この制度によってサービスの向上とか維持を考えていらっしゃるように読んだのだが、図書館協力員制度というものを少し知りたいと思う。

委員長

図書館協力員制度についてである。

光が丘図書館長

用意させていただく。

委員長

よろしく願います。ほかにはいかがか。

教育長

今の図書館協力員制度そのものは用意どころか、今でもちゃんとお話できる。

委員長

もっと何か具体的な仕事内容ということか。

天沼委員

この間もいくつか仕事内容が並んでいたが、例えばこの方たちがいることによって、どの部分が特に充実されていて、いなくなることによってどの部分が低下してしまうということがわかるのではないかと、制度そのものを、役割というか。

光が丘図書館長

図書館協力員制度については、図書館の職員の事業導入時には、カウンター業務と、配架など一連の図書館業務に正規職員が携わっていたが、それを補完する職として図書館協力員制度というのを、稲荷山図書館が発足した当時に初めて導入を開始しているところである。現在のところは53名の協力員がいるところである。勤続1年ごとの更新

であるが、長い方であると、20年を超えて勤務をしているということから、今年度主任協力員制度というものを導入して、協力員の中でリーダーシップをとっていただくという位置づけで、6名の主任協力員というものを設けた。図書館の選書やお話し会などそういったところにも、職員とともに事業運営をしているという状況である。

教育長

今お話があったように、図書館協力員は非常勤職員なのである。稲荷山図書館ができたときであるから、昭和63年に初めて導入をしたわけである。区の職員のかわりに非常勤の方を採用し、図書館司書をお持ちの方がほとんどである。この方たちが区の職員と一緒に、業務は図書館の一部であるが、一緒に携わってきた長い歴史があって、今53名ということである。協力員制度はそういうことである。

内藤委員

陳情には、図書館協力員の制度を維持するというふうに最後のほうにあるが、この制度は維持するということは、評価のほうにも書いてあったので維持されるのだと思う。そこで陳情のほうは、土曜、日曜、祝日、それから平日の時間が、17時15分までになるため、サービスが低下するのではないかと懸念されているかと思う。この官庁型勤務、そういう形になったいきさつと、それによるいろいろなメリット、デメリットがあるかと思う。そういったような見通しをもって平成23年度から踏み切ることになると思うが、その辺のところはどんなふうに考えられていらっしゃるのか。

教育長

それについては、次回、資料を。予算にも関係してくるので。

委員長

ただいまご質問があった詳細に関しては、いろいろな部署とも関連してまいりますので、次回の定例会に資料を提出していただくということで準備をお願いしたいと思う。

天沼委員

もう一つ。今、長い方もいらっしゃるということであるが、年齢層としてはどの程度の年齢層なのか。

委員長

そういうことも審査していただきたいということである。では、協力員の年齢構成と、あと勤務年数の実績等もわかっただらご提出いただくとよりいいかなというご意見であった。

光が丘図書館長

あわせてご用意する。

委員長

よろしく願います。ほかには欲しい資料等はあるか。

安藤委員

委託職員と区の職員と両方のことなので、委託職員の業務の内容もあわせて教えてほしい。

天沼委員

11月8日の資料6にある。

委員長

11月8日にいただいているが、安藤委員のたがいまのご意見は、もう少し詳細がわかるとありがたいという、そういうことだったかと思う。よろしく願います。

教育長

わかりやすい資料でお願いしたい。

委員長

それでは、資料等を用意いただいて、次回にいろいろと審査をしてみたいと思う。本日は継続としたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、陳情第3号については「継続」とする。

(1) 協議 平成22年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

委員長

続いて、協議案件である。協議(1) 平成22年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価についてである。

この案件については、事務局より資料が提出されているので、説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

たがいま説明があったのは、特定のテーマ、基礎学力の向上に関することについてであった。

本日の進め方であるが、前回と同様に、まず、今説明いただいた教育に関する特定のテーマの点検・評価について議論を進めてまいりたいと思う。その後、全般に関する点検・評価について、何かご質問等あれば伺いたいと思う。また本日は、この特定のテーマに関しても、まとめの議論を行ってまいりたいと思うので、よろしく願います。

それでは、まず、ただいま提出された資料に対するご意見、ご質問を伺い、その後まとめとして「練馬区の現状」を少し整理し、その後、取り組みに対する評価、ご意見等も伺えたらと考えている。また、今後の方向性とか課題等についてもあつたら、ご意見を伺いたいと思う。時間も限られているが、どうぞよろしく願います。

では、初めに、本日提出された資料に関して、ご意見、ご質問をお伺いしたいと思うが、いかがか。

内藤委員

資料2 - 1の授業改善推進プランのことであるが、これは、小中99校全部提出されているのかどうか。それから、私もホームページで一部は調べてみたのだが、全部開けなかったので、ホームページのほうも全校が行われているのかどうか、まずそれをお伺いする。

教育指導課長

この授業改善推進プランについては全校作成している。10月にホームページにアップすることになっていて、現在、小学校の1校がホームページの工事中でできていない学校があるが、その1校を除いてはホームページにアップされている。

委員長

確実にやっているということである。ほかにいかがか。

内藤委員

全校実施されているというのは、教育委員会の指導・助言が良かったからというふうには評価できるのではないかと思う。それから資料2 - 2のところでは、先ほども効果の点で幾つかご指摘があったが、これすべてにわたってこの効果は学力向上につながっているとは思いますが、特に1番の「児童の学習理解度向上を促すことができた」、それから「学習の遅れを解消できている」、の「底上げが成されてきている」、そういったようなところは直接的に効果が上がっているということが言われているので、この制度というのは維持していく価値があるし、できれば拡充していただければありがたいなと思う。

資料2 - 3のところでは、小中全校が忙しい時間の中でも、やはり授業が大事ということで、子供の学力を向上させる重要な要素ということで、校内研究を実施しているということは、これはすばらしいことだと思うし、また教育委員会のいろいろな助言とかがあるのかというふうに、これも評価できるのではないかと思う。

教育長

基礎的な学力に直接結びつくとはいえないと思うが、朝読書がある。15分ぐらいの朝読書は練馬区の学校で全部やっているのか、やっていない学校があるのか、それを聞きたいということ、各学校の研究主題、今、教育だよりで教育委員会の指定の研究は載るのだが、では、出ないところは何もやっていないのかと言われると、こういうことをやっているわけである。であるから、教育委員会の研究指定校のほかにも、各学校ともこういう次第でやっているということは、保護者に知らせたほうがいいと思う。また、よその学校はこういうことをやっているのかということ、自分の学校の保護者も知る、また教員も知ることも必要だと思うので、その辺については我々のほうで研究をしていきたいと思う。朝読書について、またそれに変わるものを行っているのか。

教育指導課長

読書ということに関しては、国語の時間の中で読書活動というのは示されてきているので、これは各学校、小学校においてはやっている。いわゆる朝読書という形であるということになると、実態としては6割から7割ぐらいの学校である。これはなぜかということ、この読書というものを朝の時間にやるということの効果は当然あるので、それを実施する学校と、まさに基礎学力ということで、朝は基礎・基本の時間ということで、国語の漢字とか算数の計算とか、そういうことを15分の学習でやっていくというケースが非常に多い。であるから、やっていない学校も、そういう基礎学力の向上を目指してやっているということで、読書自体は6割か7割ぐらいだと思う。

教育長

今のように、朝読書をやっているところはよくやっているなど、新聞にも出る、朝読書については、今言われたように、基礎学力、算数の基本的な、あるいは国語の基本的ところをやっているのは、なかなか一覧表に出てこない、報道でも。であるから、朝読書の学校、こういう学校があるというのもわかるようだから、教育委員会で基礎学力のことでも必要ではないかと思う。

委員長

ただいま朝の短い時間をいかに効果的に、基礎学力向上のために使っているかという、そういうのもわかるというということであった。ほかにはいかがか。

内藤委員

ちょっとそれに近いと思うが、基礎・基本の時間みたいな形は多くの学校がとっている、ある時期だけは読書にあてるとか、ある期間はほかのものにあてるとか、個々に言うと細かくなると思うが、基礎・基本というような学力向上のための時間割の構成みたいなことは、どこの学校もかなり工夫しているのではないかと思うので、今、教育長のおっしゃった部分とあわせて、数値的に出す必要があるのだったら、そういうふうにする方がいいかと思う。

教育長

基礎学力の向上ということで評価していくわけであるから、各学校は朝の15分を静かにこういうことをやっているということがあれば、マイナスではない。子供たちのプラスになっているので、それも評価に入ってくる。載せないとわからない。

内藤委員

細かいことになるので、朝だけではなくて、ほかの時間のところを帯で取っている場合も、もしかしたらあるかもしれない。

委員長

時間割の何時間目の授業という以外に、学校生活全体の中でどのようにしてちょっとした時間を工夫して、基礎学力の向上に努めているか、こういうデータもあるとよりよいということである。

内藤委員

そのことは授業改善推進プランの中には、多分、学校による具体的な手立てというところに、このような教育課程の工夫みたいなところで多くの学校は取り上げているので、そこを開けばわかるようにはなっている。

委員長

そうすると、教育指導課長から説明いただいたが、その辺をもう一度整理してまとめていくという方向でよいか。

教育長

こういう努力というか、いろいろ授業改善をした結果、子供たちがどのように変容してきているのか、それが評価の実績である。その辺について、教育委員会としてどのような表現ができるのか、学校ごとにはできないわけであるから、例えば1年生で覚える漢字が9割ぐらいの子がそういうことをやってみてできてきたとか、算数も基礎的なことが、改善して2学期の後半ではできるようになってきたとか。

内藤委員

教育長のおっしゃるような形に出れば一番いいかとは思いますが、私はこう考えている。今、事務事業評価ということは、教育委員会の仕事は事務事業評価になっているのだと思う。学力そのものについては、教育は学校が行っているわけであるが、そこで蓄積したものを全部集計するというのはちょっと不可能だと思うので、唯一出ているとしたら、全国学力調査の結果が全国平均と比べてどうなっているかということからは、1つ全体的な意味ではとらえられるかなと思うので、学力そのものについてはどうだといったときは、その資料を前も出していただいているし、今回も出ているので、そのことは小学校の場合は十分満足できる。それから中学校の場合はおおむね満足できるというふうに一括りにすると、そんなふうに見えるのかなと思う。

もう一つは、学校がいろいろな手立てを打ったことに対して、教育委員会がどうい

支援をしているかということが、この事務事業評価・点検だと思うので、今、学校から出された授業プランとか少人数のこととかというような、こんな研究をやっているとか、いろいろ資料が出てきた。こういう資料の学校の取り組みに対して、教育委員会がどんな支援をしているかという視点で、それが十分生きていれば、教育委員会としては適切な支援をしたのだというふうに評価できると私は思うので、そのようなスタンスで評価をまとめていくということが第一ではないかなと思う。

教育長

そのとおりなのだが、この協議の中で学校の努力が出てこないではない、学校がやっていることが。今、教育委員会がこういうことをしているということで、資料2 - 2などはそうである。こういうことをやってよかったと言うが、そうすると、学校もこういうものがなくてもいろいろな努力をしている。そのところが不足しているのではないかというご意見があったので、そうだと思う。学校もやっているということをどういうふうに表現するか。学校でやっているということは、学校の個々の内容になってしまうので難しいと思ったが、でもその1つとしてこの研究主題が出てきた。各学校もこういうことをやっている。ここで各学校の努力が、これで1つの評価をしていくということはこれで結構である。資料2 - 2だけだと各学校の努力が出てこないではないが資料2 - 3で出てきた。資料2 - 3で各学校とも一生懸命やっているということがわかった。それプラス教育委員会としても、学校側の要望によってこういうことをやってきている。その結果、全校学力テストの結果を見ても、公表している範囲内で一定程度の理解は進んできている。また、学校の経営状態も順調であるとか、さらに言えば、小中連携の成果も出ているということ。教育委員会の資料を見ても、必ず小中連携について書いている。それがここに来ている。それらは各委員がそれを判断していただいて。

委員長

では、これまでいろいろと出てきたが、今少し整理させていただく。

先ほど吉村教育指導課長が説明してくださったように、このテーマに関しては、大きく2つの柱がある。1つは、まず各学校が基礎学力向上のためにどのように取り組んでいるかという、そこがある。主な取り組みとして1番目に、学校経営計画の中で学力向上に向けた方向性を明記するという。そして2番目には、授業改善推進プランの作成とその実施。そして3番目に、ずっと議論になっている少人数指導、またはTTの積極的な道具。4番目として、特に中学校であるが、夏季補充教室など教育課程外の指導の実施。そして5番目に、校内研究の実施という、大きくこの5つ説明をいただいた。

それを、では教育委員会がどのように支援しているかということであるが、先ほどお話のとおりである。学校経営計画への指導・助言ということで、100%実施されているという現状があった。2番目としては、授業改善推進プラン作成の指針を提示しているということ。3番目には、具体的に学力向上支援講師の配置をしているということ。そして4番目に、主に中学校において夏季補充教室実施にあたって、学力向上支援講師を臨時に配置しているということ。5番目は、研修会を開催し、校内研究の充実、それから(2)情報共有、それについての支援をしているという、主な大きな5つがそれぞれ

れ対応して挙げられてきているわけであるが、今挙げたもの以外での取り組みということでは、教育長のほうからお話があったように、学校生活の中の授業以外の短い時間帯、そういうのでいかにして各校が学力向上に取り組んでいるか、その辺もやったらどうかというご提案があった。

それからもう一点は、小中連携について具体的にその成果等が示せればいいかなというご提案もあった。

そのほかにはあるか。

教育長

あまり手広くしても何だかわからなくなるので、その辺絞り込んで。

委員長

大体そんなふうになるのかと思う。また今日、少しご意見をいただけたらと思うのは、まだ補足で、この取り組みの現状に関してのご意見とかまたは評価とか、そういうのがあったらお伺いしたいと思う。学力調査の実施に関しても、内藤委員のほうから、小学校のほうがとてもよい。中学校のほうはややというところが現状としてはあるという、そういうご指摘もあった。中学校の場合は、後でお話ししていただけたらと思うが、小学校から進学するときに、私立に結構子供たちが流れているという現状もあると思うので、小学生のどの程度が私立に行ってしまうと、公立がこういう現状かということも、少しお話しいただければと思う。どうだろうか。教育指導課のほうでおおよそわかるか。

教育長

中学校で私立に行く子は21～22%である。これはずっとである。5人に1人強である。

委員長

教育長が長年やっていらしてよくご存じであった。大体練馬区の場合は20%ぐらいが国都私立の中学校に進学するという実態があるようである。その上での中学校の現在の学力の実態であるということである。

教育長

これも学校によってさまざまであるから、1けた台から3割台までであるから。おおむね2割である。この周辺の区と同じぐらいである。

委員長

皆さんのほうで、今後の方向性等でご意見とかあるか。

教育指導課長

先ほど教育長が、そうやって学校が改善策を立てたときに、それがどうなったのかということがあったが、実は非常に重要な問題であって、授業改善推進プランを立てるの

はい、立てただけに終わってはいけないのである。

先ほど私は時間の関係で申し上げなかったが、この資料2 - 1の2番の作成手順の中で、(2)の学力向上を図るための全体計画についてということで から までであるが、この 、授業改善策が功を奏したかどうか、それをどうやって見るのかという、そこまですべてを考えてもらわないと、学校は作っただけで終わってしまう。今までやっている中で、こここのところをやっていかないと、基礎学力の向上になかなかつながらないということで、非常に大事にしている部分なのである。そのことが1点。であるから、ここをかなり学校には強調している。ただ、これを学校に実際にやってもらうということは非常に難しい。

それからもう一点、教育委員会が各学校の基礎学力向上について指示するかということについての補足なのだが、例えば学力向上支援講師を配置するといったときに、授業改善推進プランに基づいて各学校が取り組んだその結果、例えば学力調査であるとかそういったものの結果を見ながら、学校が一生懸命努力しているが、思うように結果がまだ出ていないかなというようなところ、要するに学校の努力だけではなかなか難しい部分については、そういう学校に学力向上支援講師をきちんとつけていこうとか、そういうことを年々やってきた。それで学力向上支援講師の数が増えてきているのである。ただ、これは予算に当然上限があって、そういった各学校の学力の状況を見ながら、学力向上支援講師の臨時的配置を考えていっているという、そういうことが教育委員会の支援としてはあると思う。それを補足させていただいた。

委員長

確かに現実にはそういうことである。毎年教育センターが実施している生活面と精神面のテーマは、そういった数々のデータがある。そこでも明らかになっているが、どんな生活を日常子供たちが送っているか、特に中学生はそういう生活を送っているかということが、学ぶ意欲と非常に密接につながっているということがとても明らかになってきているから、その辺もかわってくるのかなというふうには思う。

教育長

10年前までは、学校の教室に学力支援講師が入ることは考えていない。

委員長

全く想定外である。

教育長

想定外だった。だが、それが当たり前になってしまっている。その背景をしっかりと把握しなければならない。これは練馬区だけではなくてよそでもそうである。それプラス、学校生活支援員もなかった。まさに学校というのは、校長以下教職員だけでやっていた。我々の職場もいろいろな職種の人が入ってきたと同じように、学校もまさに心のふれあい相談員の人が入ったり、いろいろな人がサポートする体制になってきているから、その辺も評価の1つなのだろう。

委員長

今、教育長が発言してくださった内容はなかなか難しいが、今年だったら、それが文言が何かで置くようになった背景などが記述できれば、少しは理解していただけるのかなと思うが。

内藤委員

学力支援講師のほかには、少人数指導とかTTというのも以前はなかったものが、人的措置が学校の中で少し余裕のある人がいてくれるおかげでこういうことが可能になってきたので、これは若干その方向に評価できる事柄だというふうに思う。

ただ、学校生活支援員であるか、ああいう人ができたことは本当は余りうれしいことではないが、現状に対応していくためには、そういったような担任以外の人がかかわっていただくということは、今の時代は必要な場面は減らないのではないかという感じがする。

話は戻って、評価とか点検というのを文言でつなぐようになるとすると、くどいようであるが、途中でお話したように、学校が基礎学力向上に向けていろいろな取り組みをしていることに対して、ほぼ全校が実施しているし、挙げた事柄については効果が上がっているというふうにとらえていいのではないかと思う。

それから、あと全国学力調査のことも、先ほど申し上げたこと、そのようなことで教育委員会の学校が取り上げていることに関する教育環境を整えるという意味の仕事としては、適切になされているだろうなというふうに私は考える。

今後の方向性というところでは、現在の取り組みはやはり継続させることが大事かなということにあわせて、練馬区の教育振興基本計画策定が平成23年度中に行われるようになっているので、それとあわせて行くことだと思うが、教育の情報化ということで、人ではなくて物的な教育環境を整えていくということが、今後の方向性としては、基礎学力向上のためにもそういうものをしっかりと進めるということは大事だなと思う。

それから、人的な配置にしても、さらに充実していただけたらいいのかなということ、今後の方向性のところに書けるかどうか。

それとあとは学力向上のところでは、さっき小中の連携もあったが、学力調査のところでも、家庭学習とか、家庭の生活習慣というのがきちんとできているとか、学習に立ち向かう意欲とか態度ができることが学力の向上につながっているということは、いろいろなところで言われていて明らかだと思うので、学校も今もやっていると思うが、学校と教育委員会と連携しながら、家庭教育というか、そういったようなところをもう少し推進していくという働きかけが、今以上にできればいいのかなということは考えている。ある区などではすごくいろいろなスタイルで、家庭の勉強の仕方はこういうふうにするようにみたいなものを、いっぱいプリント類で配布しているところがあるようであるが、やり方はさまざまあると思うが、方向性としてはそういったところに力をもう少し入れていく必要があるのかなと思う。

教育長

今のような内容になろうかと思う。整理をしてまた次回にでも。

委員長

ほかの皆さん方はよいか。

委員一同

よい。

委員長

さまざまなご意見ありがとうございます。今、教育長もおっしゃってくださったが、本日の皆さんのご意見を踏まえて、事務局は点検・評価の報告書案の作成をお願いします。評価全般に関するご質問等あるか。

教育長

今日提出していただいたので次回に整理する。

委員長

では、後で私たちがこれを提出して、事務局のほうにまとめていただいて、また来年から完成に向かって話し合いを進めてまいる。事務局のほう、量が多くて大変ご苦労であるが、どうぞ準備のほうよろしく願います。

(1) 教育長報告

平成22年第四回練馬区議会定例会における一般質問要旨について

平成22年度スキー移動教室の実施について

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

その他

委員長

では、教育長報告である。本日は3件報告がある。よろしく願います。

教育長

第四回区議会定例会で一般質問をいただいたその質問要旨と、平成22年度のスキー移動教室の実施について報告する。

1について私のほうから説明をし、内容についてご質問があったら願います。

資料に基づき説明

委員長

それでは、ご意見、ご質問をお伺いしたいと思う。

天沼委員

そろばん授業であるが、そろばんをやっていると手を使わないで早く暗算ができて、ほかのところでもいろいろやっている。であるので、脳の活性化だとかいうことで結構言われていたりするのだが、練馬区では何かそういう、これまで以上にやっていくという、今、27校ということなのだが、これを増やすとかそういうことはないのか。

教育指導課長

そろばんについては、27校というのは、全国の連合会から派遣している学校が27校であって、実際は、今回の新しい学習指導要領になってから3年に加えて4年が入ったので、全校3年生、4年生でそろばん授業というのは入ってくるということになる。現在練馬区でほとんどの学校がやっている。

教育長

全国珠算連合会から副読本みたいなのを無償でくれる。なおかつ、講師を無償で派遣するというので来るので、手を挙げる学校が27校あったということである。

天沼委員

そろばんそのものは教材として学校が買っているのか。

教育指導課長

学校にもあるし、そろばんを持っている子供がいるので、自分の家から持ってくる子供もいる。

委員長

そうすると、そろばんの授業が入るときは、全児童にそろばんが行き渡って授業ができるというふうに考えてよいか。

ほかにはいかがか。

それでは、皆さんなければ、3ページのところの虐待や不登校への対応についてという中の、特に虐待の現状を少し教えていただけたらお願いしたい。

教育指導課長

虐待であるかどうかということは、なかなか難しい判断であるが、本区では、例えば10日以上長期欠席がある場合で、学校から見て虐待が疑われる場合、あるいは本人の確認ができない場合、こういう場合については、すぐに家庭支援センターと連絡をとって対応していくということになっている。そういった状況で家庭支援センターに連絡をして対応していくケースというのは、今年度も7～8件はある。それがすべて虐待ということではないが、今言ったような状況で先生と連絡をしている例ということである。それから、実際に児童相談所等に保護していただくといったような例も、今年度であるが1、2件あった。

委員長

今の課長の説明のように、そういう状況があったら、支援センターと連携がとれているということで、子供の現状に関して、安全を含めて確認できている現在であるということである。引き続きよろしく願います。よいか。

委員一同

よい。

委員長

では、報告の2番をお願いします。

庶務課長

資料に基づき説明

教育長

費用の負担は、

庶務課長

交通費等については、区のほうで公費負担をして、生徒の方に負担をしていただくのは、宿泊先での朝昼晩の食費代、並びにリフト代であって、おおむね1万円強、1万1,000円ぐらいになろうかなと思っている。若干、武石と軽井沢で変わるが、基本的に1万円強というところである。

教育長

食事代とリフト代である。

委員長

毎年、これは素晴らしい取り組みだなと思っているが、ここまで手厚く、生徒のほうは健康な体さえあれば、向こうで何もかも、スキーの用具からウェアから全部そろっていて、しかも指導員が10人ぐらいに対して1人ついてくれてスキーに取り組むことができるということで、目的にも書いてあるとおりで、本当にこれは素晴らしい教育だなと思っている。こうやって中学生の時期に体験しておくということは、自然のすばらしさや人との触れ合い、そしてまた、スキーというスポーツと出会うということで、生涯きっと自分の財産の1つになっていくのではないかなと思う。費用もかかることではあるが、なかなか他区では実施できていないことであるので、何とか毎年予算を計上していただいて実施していくことが、可能であってほしいといつも願っている。いろいろとご心配のことはあるかと思うが、どうぞよろしく願います。

天沼委員

インフルエンザがはやらないといいが。

委員長

健康で生徒がみんな参加できると本当にいいなと思っている。どうしても練馬区にいてそれが当たり前と思うと、感謝の気持ちがなくなってしまう、やってもらって当たり前という感じで。であるが、他の地域の方とお話すると本当によくわかるのだが、ここまでやってくれるところはなかなかないので、私は誇りに思っている。

では、続いて報告の3番をお願いします。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

何かあるか。よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、「承認」ということでよろしくをお願いします。
その他あるか。

庶務課長

口頭でのご報告である。インフルエンザによる学級閉鎖の報告である。練馬区で、最初には、9月30日という早い時期に大泉東小で学級閉鎖が1クラスあった。このところであるが、先週の12月14日から17日まで大泉学園小で3年生の1クラスを学級閉鎖している。きょう、実は報告があって、大泉学園小学校で4年生の1クラスと、特別支援学級についてあしたから木曜日までの学級閉鎖ということで、計4クラスになったということである。

報告は以上である。

教育長

これは、クラスの何割が休んだのか。

庶務課長

基本はインフルエンザの場合は、クラスの1割以上がインフルエンザ、あるいはインフルエンザに疑いがあるような状況で休んだということである。ただ、今回、学園小については、休んだ生徒数はそれぞれ2名ということだったが、インフルエンザ様の疾患ということで、登校はしてきたが、体調の悪い子供が非常に多くいたということで、この2つ、本日学級閉鎖を決定した学園小については、欠席者数は少なかったが、登校し

てインフルエンザのような発熱という状況だったので、あしたからの学級閉鎖を決めたということである。基準は1割以上ということである。

教育長

あと、ノロウイルスの警戒宣言についてはどうか。

庶務課長

感染性胃腸炎の症状、嘔吐、下痢、発熱等で休んでいる子供が多い状況であって、ノロウイルスによる感染性胃腸炎ということである。実は7月に1校、それによって学級閉鎖があったが、12月に入って南町小学校で12月2日から5日まで学級閉鎖をやっている。1学年の1つのクラスであるが、この際欠席者が9名であった。また12月18日、先週の土曜日から12月20日までということで、これは大泉学園緑小学校であって、これも1年生の1クラスであるが、欠席者が6名だったということから学級閉鎖を行っている。なお、このノロウイルスであろうという感染性胃腸炎については、教育委員会のほうに学級閉鎖だけではなくて、その日の嘔吐あるいは下痢等の症状のある、あるいはそういう症状によって欠席をしている児童数については、1名から教育委員会のほうに報告をするように求めている。大体6校から7校ぐらいから、児童数自体は1名から2名ということで多くはないが、それが今年爆発的に広がって、今回のような、学園緑小のように学級閉鎖になったという状況である。

なお、先週だったと思うが、東京都が警戒宣言も発令したということであって、非常にはやっている状況である。

委員長

あわせてその嘔吐物とかそういうものの処理の仕方などについて、既に指導徹底されているかと思うが、またよろしく願います。

では、その他報告あるか。

事務局

ない。

委員長

それでは最後に、明日から新しく委員長になられる内藤委員、そして委員長職務代行者になられる天沼委員より、ごあいさつをいただきたいと思う。

内藤委員

大変だとは思いますが、前任の外松委員によくお聞きしながら、それから皆さん方のご協力を得て職務を全うしたいなと思うので、どうぞよろしくお願ひしたいと思う。

天沼委員

このたびは職務代行者に選ばれた。どうぞよろしくお願ひする。前任者と同じように、

全く代行がないように、健康に常に留意されて職務を全うされるようにしたいと思うので、どうぞよろしく願います。

委員長

最後に私のほうも、去年の12月21日より本日12月20日まで委員長を務めさせていただいた。司会等もなかなか十分ではなかったと思うし、その他いろいろとあまり委員長らしからぬ面もあったのではないかと思うが、こうして無事に任務を全うできたのは、本当に偏に委員の皆さん、そして事務局の皆さん方のおかげである。無事に任務を全うできて本当によかったなとほっとしている。また新しい委員長、代行者の方にもまた頑張っていたきたいと思う。本当に1年間ありがとう。

委員一同

ありがとう。

委員長

それでは、第24回教育委員会定例会を終了する。